



令和3年度熊本市上下水道総合管理システム
サーバ等機器賃貸借契約書（案）

- 1 件 名 令和3年度熊本市上下水道総合管理システムサーバ等機器賃貸借

2 設 置 場 所 福岡市博多区博多駅東 株式会社日立システムズ九州データセンター及び熊本市中央区水前寺六丁目2番45号 熊本市上下水道局

3 賃貸借期間 自 令和4年(2022年)2月1日
至 令和9年(2027年)1月31日

4 賃借料

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円)

5 賃貸借の内容 仕様書のとおり

6 契約保証金

上記賃貸借業務について、発注者 熊本市と 受注者_____とは、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項によって賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約成立の証として 本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年（20××年） 月 日

発注者 熊本市中央区水前寺六丁目2番45号
熊本市
熊本市上下水道事業管理者 菅野 晃

受注者

(総則)

第1条 受注者は、発注者に対し、仕様書に定める機器等の賃貸及び保守を行うものとし、発注者はその対価として賃借料を支払うものとする。

2 仕様書に明示されていないもの又は仕様書に交互符合しないものがあるときは、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、発注者が定めて受注者に指示するものとする。

3 この契約の履行に必要な一切の経費は、この契約の賃借料に含まれるものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。

2 受注者は、前項に規定する契約保証金の納付に代えて、次の各号のいずれかに掲げる担保措置をとることができる。

(1) 契約保証金の納付に代わる国債の提供

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証

3 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結をしたときは、契約保証金の納付を免除する。この場合において、受注者は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

4 前3項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、賃借料の10分の1以上としなければならない。

5 賃借料の変更があった場合には、保証の額が変更後の賃借料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

6 受注者が第1項及び第2項各号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第18条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

7 前各項の規定は、熊本市契約事務取扱規則第22条第2項各号（第1号及び第2号を除く）の規定に基づき、発注者が契約保証金の全部の納付を免除した場合には適用しない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部又は主体部分を一括して第三者に再委託し、又は再委任してはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に再委託し、又は再委任しようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。この場合において受注者は、発注者から再委託先に関する情報の提供を求められた場合には、速やかにこれに応じるものとする。

3 受注者は、前項に基づき再委託を行った場合は、再委託先に対し、この契約に定める受注者の義務と同等の義務を遵守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、受注者はその一切の責任を負うものとする。

（従事者に関する受注者の責任）

第6条 受注者は、この契約による業務に従事する者（再委託又は再委任を受けた者を含む。）による業務上の行為については、一切の責任を負う。

（秘密の保持）

第7条 受注者（第5条の規定により再委託又は再委任を受けた者も含む。）は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は業務の目的外に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の保護）

第7条の2 受注者は、この契約に基づき委託された業務を実施するに当たっては、個人情報の取扱いについて、別紙1「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

（一般的損害）

第8条 機器等の引渡し前に、機器等に生じた損害は、受注者がその費用を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由による損害については、この限りでない。

（検査）

第9条 受注者は、機器等を発注者の指定する場所に納入し、発注者の検査を受けた後に、賃貸借期間の開始までに使用できる状態にし、引き渡すものとする。

2 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。

3 受注者は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 発注者は、必要があるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでの間において、品質等の確認をするための検査を行うことができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

5 第1項及び前項の検査に必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗又は毀損した機器等に係る損失は、全て受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要するものはこの限りでない。

（仕様書不適合の場合の補正義務）

第9条の2 受注者の業務の履行が仕様書に適合しない場合において、発注者がその補正を要求したときは、受注者は、これに従わなければならない。この場合において、受注者は、契約の額の増額又は履行期間の延長を求めることはできない。

（仕様書等の変更）

第9条の3 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することが

できる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の一時中止）

第9条の4 発注者は、必要があると認めるときは業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約の額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第9条の5 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

（履行期間の変更方法）

第9条の6 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（機器等の故障）

第10条 受注者は、機器等が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備を行うものとし、機器等が故障したときは、その原因の如何を問わず修繕し修復を行うものとする。

2 受注者は、機器等の故障が長時間にわたり保守に日時を要して発注者の業務に支障をきたす場合は、発注者の求めにより受注者の負担において、直ちに同機種で同性能を有する機器等を使用できるように処置するものとする。

3 第1項及び第2項に関する費用は、受注者の責めに帰すべき事由による場合は受注者の負担とし、発注者の責めに帰すべき事由による場合は発注者の負担とする。当事者のいずれの責めにも帰することのできない事由の場合は第16条の規定による。

（業務完了検査）

第11条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく完了届を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の完了届を受理したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、検査の実施については、前項の規定を準用する。

4 第2項及び前項の規定による検査又は補正に要する経費は、すべて受注者の負担とする。

（賃借料の支払）

第11条の2 受注者は、前条第2項又は第3項の規定による検査又は再検査に合格したときは、賃貸借料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、受注者の契約履行を確認し、受注者から適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に賃借料を受注者に支払うものとする。

3 賃借料は、別紙2の「支払内訳書」のとおり支払うものとする。

(契約不適合責任)

第12条 発注者は、賃貸借開始後、実際に使用を開始する時点から1年以内でなければ契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 発注者は、機器等の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第13条 受注者の責めに帰すべき事由により賃貸借期間の開始までに引渡しを完了することができない場合において、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、賃借料を1年間当たりの額に換算した額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率(以下「遅延利息の率」という。)を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第11条の2第2項の規定による賃借料の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

4 前2項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第14条 発注者又は受注者は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第14条の2 受注者は、契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときで、受注者の責めに帰する場合は、その賠償の責めを負わなければならない。

(機器等の管理責任等)

第15条 発注者は、機器等を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 発注者は、機器等を本来の用法によって使用し、かつ、発注者の通常の業務の範囲内で使用するものとする。

(不可抗力による費用等の負担)

第16条 発注者又は受注者は、賃貸借期間中に予期することのできない自然災害等当事者のいずれの責めにも帰することのできない事由(以下「不可抗力」という。)に伴い損害又は損失が発生した場合、双方協議のうえ費用等の負担を定める。

(発注者の解除権)

第17条 発注者は、受注者がこの契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて是正を求める催告後もその期間内にこれを是正しない場合は、受注者の責めに帰すべき事由の有無を問わず、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 発注者は、民法第542条に定めるもののほか、受注者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、受注者の責めに帰すべき事由の有無を問わず、何らの催告なしに直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 賃貸借期間の始期を過ぎても機器等の引渡しをしないとき、又は引渡しを完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (3) 第21条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (4) 監督官庁から営業の取消、停止又はこれに類する処分を受けたとき。
- (5) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき。
- (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始又はこれらに類する倒産手続開始の申立てがなされたとき。
- (7) 自ら振り出し、又は裏書した手形又は小切手の不渡り処分を受けたとき若しくは支払停止状態に至ったとき。
- (8) 解散、合併、会社分割又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議をしたことにより、この契約の履行が困難になると認められるとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体において代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあってはその者及びその者の支配人(商法(明治32年法律第48号)第20条の支配人をいう。)をいう。以下この号及び第19条において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加え

る目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(10) その他前各号に準ずる事由があるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、賃借料を1年間当たりの額に換算した額の10分の1に相当する額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条又は次条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、発注者がその超える部分について受注者に対し損害賠償を請求することを妨げない。

4 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(談合行為等に対する解除措置)

第19条 発注者は、第17条に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 受注者が、独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において準用する場合を含む。)の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該課徴金納付命令が確定した

とき。

- (3) 受注者又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第3号を除く。）若しくは第95条第1項（第2号及び第3号を除く。）の刑が確定したとき。

（その他の解除権）

第20条 発注者は、賃貸借期間が終了するまでの間は、第17条及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害賠償額は、この契約の当該年度における契約金相当額を上限とする。

3 前項に規定する損害額及びその支払期限は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知するものとする。

（受注者の解除権）

第21条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、契約を解除することができる。

(1) 業務の内容を変更したため賃借料が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者がこの契約に違反し、その違反により契約内容を履行することが不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を発注者に請求することができる。ただし、その損害賠償額は、この契約の当該年度における契約金相当額を上限とする。

（機器等の返還）

第22条 この契約の終了又は契約の解除による機器等の返還に要する費用は、その返還が発注者の責めに帰する場合のほかは、受注者が負担するものとする。

2 機器等の返還時、受注者は、サーバ等に保存された一切の情報を消去し、返却された機器等は資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、適正に処理を行わなければならない。

（動産総合保険）

第23条 受注者は、機器等に受注者の負担において、動産総合保険を締結するものとする。

2 発注者は、動産総合保険約款に基づく保険事故が生じたときは、直ちに受注者に通知するものとする。

3 保険事故による発注者の受注者に対する賠償は、保険会社から受注者に支払われた保険金を限度とする。

（事故報告）

第24条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

（専属的管轄裁判所）

第25条 この契約に関する一切の紛争については、熊本地方裁判所又は熊本簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第26条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

個人情報の取扱いに関する特記事項

（基本的事項）

第1条 受注者は、個人情報（個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を秘密として保持しなければならない。第三者への提供、開示、漏えい等をしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（従業者への周知）

第3条 受注者は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関する必要な事項を周知するものとする。

（収集の制限）

第4条 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第5条 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止等のため、個人情報の管理について必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を、発注者の承諾なしに、個人情報を取り扱う場所以外に持ち出してはならない。

（目的外使用及び第三者への提供の制限）

第6条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に使用してはならないものとする。

（再委託の制限）

第7条 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の取扱いを第三者に再委託してはならない。ただし、発注者が事前に承諾した場合はこの限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の規定に基づき第三者に再委託をする場合は、再委託に係る個人情報の安全が図られるよう、再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うとともに、この特記事項で定められている受注者の義務と同等の義務を当該第三者に負わせなければならない。

（複写及び複製の禁止）

第8条 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報が記録された

資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第9条 受注者は、この契約が終了したとき、又は解除されたときは、次に掲げる事項を履行しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- （1） この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の全部を発注者に返還し、又は引き渡すこと。
- （2） この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の電子データをその記録媒体等から完全に消去し、又はその記録媒体等を適切に廃棄すること。
- （3） 発注者から前号の規定による消去及び廃棄の実施を証する書面の交付を求められた場合は、速やかにこれに応じること。

（実地調査）

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

（事故報告）

第11条 受注者は、本特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（契約の解除）

第12条 発注者は、受注者がこの特記事項の規定に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により自己に損害が生じた場合においても、発注者に対し損害の賠償その他一切の請求をすることができない。

（損害賠償）

第13条 発注者は、発注者の責に帰すべき事由による場合を除き、個人情報等の漏えい等の事故が発生し、発注者に損害が生じたときは、受注者に対して損害賠償の請求ができるものとする。

（損害賠償額の予定）

第14条 受注者がこの特記事項の規定に違反した場合は、発注者は、損害の発生及び損害額の立証を要することなく、受注者に対して、委託金額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として請求するものとする。この場合において、受注者は、発注者が指定する期日までに当該違約金を支払わなければならない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額（直接発注者に生じた損害額に加え、発注者が支出した見舞金、訴訟費用、弁護士費用その他専門家に支払った費用を含むが、これに限られない。）が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

支払内訳書

年度	月	支払金額（税込）	年度計	（内消費税額）
令和3年度	2月			
	3月			
令和4年度	4月			
	5月			
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
	2月			
	3月			
令和5年度	4月			
	5月			
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
	2月			
	3月			

年度	月	支払金額（税込）	年度計	（内消費税額）
令和6年度	4月			
	5月			
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
	2月			
	3月			
令和7年度	4月			
	5月			
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
	2月			
	3月			
令和8年度	4月			
	5月			
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
合計				